

福井県医師会

だより

第587号 平成22年(2010)5月



黒地彩絵棺 (馬王堆出土) 福井市 吉村 信

表紙写真説明：黒地彩絵棺 (馬王堆出土)

福井市 吉村 信

赤い仮面を被ったマンガチックな馬？に跨った耳の長い犬？ この摩訶不思議な絵は、1972年湖南省長沙で発掘され、世界の耳目を驚かせた生けるが如きミイラで有名な、馬王堆の被葬者軀侯夫人を入れた3層からなる棺桶の2番目の「黒地彩絵棺」外面を飾る2100年以上前(前漢)の、奇想天外ユーモア溢れる冥界図？である。神技としか言い様のない自由闊達な筆使いで、黒漆を塗ったお棺に金銀を含む多種多様な絵具で馬頭・犬頭・龍頭・鹿頭・虎頭をした妖怪？仙人が描かれ、彼らはにやにや笑いながら空を飛び、蜻蛉を切り、矢を射、雲龍に乗り、地底に潜り、旗を振るのである。佛教が中国に導入される前の、魯迅が幼時に愛読したと言われる春秋戦国時代の「山海経」等を元とする、中国土着の死後の世界観を表現していると思われるが、古代文化特有の明ささがその最大の魅力である。西洋絵画ではオランダのボッシュの幻想的な鳥獣戯画が想起されるが、その技量、芸術的な奔放性、遡ること1600年の独創性においては、このお棺の画家に遥かに及ばぬと思われる。早死したいとは思わぬが、これほどのお棺なら一度は入ってみたいと思わせるほどの、中国国家一級文物(国宝)中、No.1と言ってよい逸品である。小生は、最初訪れた際、この冥界図の圧倒的迫力に魅了され、これこそ追い求めてきた中国文化の精髓であると直感し、褪色を防ぐため照明を暗くした展示室を三度に亘って訪れ、特殊レンズ、超高速シャッター速度などを駆使してデジタル撮影した画像にコンピュータ処理を加え漸くこの写真を入手することが出来た。

醫 縫 録

医師会会務の増加と今後

福井県医師会代議員会議長 大 滝 達 郎



医学の進歩・分化により、又医療・保健等の社会的関与の緊密化により我々医師への情報・要望・伝達等の量の増大は顕著である。個々の医師と各医学会、行政当局や一般社会との対応は、今日種々の批判はあるにせよ日本医師会（日医）が言わばその統括代表の役割を果たしているといえよう。

日医の下部組織都道府県医師会は更にその実質的・実務的役割を担っており、その基に住民に密着した郡市地区医師会が所属支援している構図となっている。

私は最近、県医師会の会務が以前に比し甚だしく増加している事を実感しているのでここに焦点を当て述べてみたい。ここでいう会務とは医師会役員（会長・副会長・理事・監事）の職務と事務局職員の業務である。

県医師会の事業計画は前年度末に決定された（代議員会にて）方針に則り施行されてゆくのであるが、その内容は広範囲かつ多種・多様である。その具体的対象は日医、行政当局及び医療健康関係機関はもとより福祉・スポーツ・食品関係団体までも含まれる。

それぞれの活動報告・対応・予定等を毎月の理事会にて総括論議されるのであるが、その量及び内容が膨大になりつつある事を指摘したい。表1は過去30年間の5年毎理事会報告・協議数の推移であるが近年非常に増加している。一方、役員の前年下半期の月間出務件数は表2の如くであり甚だ多い。この2つの事からも会務の増加を理解していただけると思う。勿論これ以外にも会長等執行部の業務は多忙であろう。

以上のように会務の増加は

- (1) 役員の仕事負担の増大
- (2) 理事会等会議時間の延長
- (3) その結果議論の希薄化・協議時間の減少となる。
- (4) 更に役員間の意志疎通の不徹底となる。
- (5) その結果、郡市医師会への不十分な情報伝

達（郡市地区医師会会長会はあるが）。

(6) 会員全体の強調・団結力の減弱とならないか。

(7) 事務職員の負担増大。

等へと繋がる危険性を孕んでくると思う。

現時点では関係者全員の努力により、会務はほぼ円滑に運営され表面的には支障はほとんどみられないが、今後の対策を考慮しておく必要がある。

勿論、過去これらの支障を想定しいくつかの試みもなされているが、現今の如く更に会務の増大が現実となつてはその対策として

(1) IT情報伝達の更なる活用と促進（双方向性）。

(2) 温かみのある役員間（更には全会員も）の情報・意見交換と意思疎通。

が必須となつてくると考える。

表1

県医理事会 月毎 報告・協議数（年平均）
（医師会だよりから）

	報 告	協 議
昭和 54 年	5.5	4
昭和 59 年	9.3	5.3
昭和 64 年／平成元年	13.7	9.1
平成 6 年	20.2	9.3
平成 11 年	23.8	11.3
平成 16 年	24.5	10.2
平成 21 年	22.8	12.6

表2

平成 21 年（下半期）県医役員 月間出務件数
（理事会報告から）

	県内	県外	計
7 月	18	8	26
8 月	13	6	19
9 月	7	7	14
10 月	20	8	28
11 月	12	8	20
12 月	7	8	15